**大阪府の条例における責務規定**

参考資料２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例昭和60年10月施行 | 大阪府男女共同参画推進条例平成１４年４月施行 | 大阪府子どもを虐待から守る条例平成２３年２月施行 | 大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例平成２８年４月施行 |
| (府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務)第三条　府は、国及び市町村と協力して、[第１条](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000022.html#e000000049)の目的を達成するため必要な啓発に努めるものとする。2　興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者は、その営業について、社会的責任を自覚し、[第１条](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000022.html#e000000049)の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。3　府民は、[第１条](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000022.html#e000000049)の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。 | (府の責務)第四条　府は、[前条](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001118.html#e000000041)に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を策定し、及びこれを実施する責務を有する。2　府は、男女共同参画施策を効果的に実施するための体制を整備することその他の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。3　府は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。4　府は、男女共同参画の推進に関し、市町村における取組について協力するものとし、男女共同参画施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。(府民の責務)第五条　府民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。(事業者の責務)第六条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。 | （府の責務）第４条　府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、これを実施しなければならない。２　府は、子どもを虐待から守るために、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制及び施設の整備をしなければならない。３　府は、子どもを虐待から守るために、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、府が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。４　府は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携し、並びに府民及び虐待の防止に取り組む地域の団体の協力を得るものとする。５　府は、市町村（大阪市及び堺市を除く。以下同じ。）が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「市町村の施策」という。）を支援するよう努めなければならない。（府民との協働）第５条　府は、府民に対して子どもを虐待から守ることに関する理解の促進に努め、府民は、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。（保護者との協働）第６条　府は、保護者に対して自らが子育てについての第一義的責任を有することの認識を深めさせ、保護者は、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めるものとする。（関係機関等との協働）第７条　府は、市町村と連携し、関係機関等が行う子どもを虐待から守ることに関する取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援を行うものとする。２　府は、関係機関等に対し、府が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。 | (府の責務)第四条　府は、市町村との適切な役割分担のもとで、[前条](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001922.html#e000000043)に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、体制整備を実施する責務を有する。2　府は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消について、府民の関心と理解を深め、府民が適切に行動するための指針を作成し、その普及に努めるとともに、必要な啓発活動を行う責務を有する。(府民及び事業者の責務)第五条　府民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、府が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 |